

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 6月25日
【報告者の氏名又は名称】	A Aホールディングス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 3500 - 4250
【事務連絡者氏名】	代表取締役 中川 雅夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	A Aホールディングス株式会社 (東京都千代田区内幸町一丁目3番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、A Aホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アルクをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式にかかる権利をいいます。

(注7) 本書中において、日数又は日時の記載がある場合には、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社アルク

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

対象者の平成19年8月29日開催の第4回定時株主総会の発行決議及び平成20年5月22日開催の取締役会決議に基づいて発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成24年5月14日（月曜日）から平成24年6月22日（金曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（77,275株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（102,408株）が買付予定数の下限（77,275株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の通り、応募株券等の全部の買付を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年6月23日に報道機関に公表致しました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	102,408（株）	102,408（株）
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	102,408	102,408
（潜在株券等の数の合計）	-	（-）

（注1）「株券」の「株式に換算した応募数」（102,408株）及び「株式に換算した買付数」（102,408株）は、本新株予約権（600個）が本公開買付けの公開買付期間中に行使された結果発行され、本公開買付けに応募のあった普通株式（600株）も含めた数となります。

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	102,408
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年1月31日現在)(個)(g)	112,500
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	90.55

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年1月31日現在)(個)(g)」は、対象者の第9期(自平成23年2月1日至平成24年1月31日)有価証券報告書(平成24年4月27日提出)に記載された平成24年1月31日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第9期(自平成23年2月1日至平成24年1月31日)有価証券報告書(平成24年4月27日提出)に記載された平成24年1月31日現在の対象者の発行済普通株式総数(112,500株)に、同有価証券報告書に記載された平成24年1月31日現在の対象者の本新株予約権(600個)の目的となる普通株式総数(600株)を加えた株式数(113,100株)に係る議決権数113,100個を分母として計算しております。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。